

貴自治体名 日進市懇談日時 10月22日(火) 午前・午後 1時00分～ 2時00分懇談会場 日進市役所 2階 第4会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2013年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

- ① 県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているものはありますか。
 (○) ない () ある →具体的には ()
- ② 現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。
 (○) 現行どおりとする () 政省令(県条例)に合わせる
 () その他 →具体的には ()

2. 地方税滞納整理機構

- ① 滞納者の件数(4202)件
- ② 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2012年度)
- 1) 徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
 - 2) 換価の猶予の適用件数(0)件
 - 3) 滞納処分の停止の適用件数(141)件
- ③ 機構に引き継いだ件数(2013年4月1日現在)(85(H24年度引継分)、88(H23年度引継分))件
- ④ 機構に引き継ぎをする基準

滞納整理機構への移管は、原則として個人住民税に滞納があり、その他の市税と合わせた滞納本税額が高額な案件の中から、対象者の納税資力について事前に調査し、納税資力はあるが納税交渉に応じない、あるいは誓約をしても履行されない方を対象としております。

- ⑤ 少額でも滞りなく分納している納税者も機構に引き継ぐか () 引き継ぐ (○) (ただし、納付誓約を結んでいる場合) () 引き継がない

【2】1. 生活保護

- ① 生活保護の申請件数とその保護件数について
- 2011年度相談件数 (73)件、申請件数 (18)件、そのうち保護開始件数 (18)件
 2012年度相談件数 (84)件、申請件数 (29)件、そのうち保護開始件数 (28)件
- ② 2013年4月1日時点の受給世帯数と人数 (65)世帯 (80)人

※以下は市のみお答えください

- ③ 生活保護担当職員(ケースワーカー)について
- 2011年4月1日現在 正規職員 (2)人 → 生保担当の平均在任年数 (1)年(0)カ月
 非正規職員(0)人
- 2012年4月1日現在 正規職員 (2)人 → 生保担当の平均在任年数 (1)年(6)カ月
 非正規職員(0)人
- 2013年4月1日現在 正規職員 (2)人 → 生保担当の平均在任年数 (1)年(6)カ月
 非正規職員(0)人
- ④ 1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者数
- 2011年4月1日現在 (41)世帯 (48)人
 2012年4月1日現在 (35)世帯 (42)人
 2013年4月1日現在 (33)世帯 (40)人
- ⑤ 生活保護窓口等への警察官OBの配置について
- 警察官OBの配置ありますか () あり (○) ない
- 「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください
 配置を開始した年月()年()月
 その職員が担当している業務()
- 「ない」場合 今後の計画は (○) ない () あり () 検討中
 計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

2. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ① 保険料の市町村独自の減免措置がありますか。

- ()ない (○)ある→実施年月(2003年 4月)2012年度実績(0)件(0)円
- ② 利用料の市町村独自の減免措置がありますか。
()ない (○)ある→実施年月(2003年 7月)2012年度実績(6)件(93,566)円
- ③ 特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (38)人(2012年 8月現在)
- ④ 介護給付費準備基金について
2011年度末の残高(199,105)千円
2012年度末の残高(199,036)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤ 地域包括支援センター設置数(3)箇所 直営()箇所、委託(3)箇所
職員配置人数(15)人 正職員(8)人、非正規職員(7)人
- ⑥ 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
(○)実施している → 実施年月日(2010年 4月 1日) 2012年度実績(193)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑦ 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
(○)実施している → 実施年月日(2010年 4月 1日) 2012年度実績(204)件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑧ 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2012年度実績()件
()検討中である (○)実施の予定がない
- ⑧ 介護保険支給限度基準額超過者の人数(55)人(2013年 6月 30日現在)
- ⑩ 配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週7回を上限とし、夕食のみ
	1日平均利用者数(2012年度)	総延べ食事数(29,899)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(82)食
	1食あたりの助成額	350円と600円の2種類
	1食あたりの利用者負担額	一律300円
会食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	227回(週1回昼、月4回6ヶ所)
	月平均利用者数(2012年度)	386人
	1食あたりの助成額	なし
	1食あたりの利用者負担額	600円

- ⑪ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
対象事業の名称	エコサポート事業
対象者の要件	要支援・要介護認定を受けている独居・高齢者世帯のうち、他からの支援が得られず、ゴミ出しが困難な世帯
1カ月平均利用者実数(2012年度)	52人

- ⑫ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	改修費20万円に対し9割(18万円)が上限額	
	利用者実数(2012年度)	25件	
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2012年度)	

- ⑬ ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

実施しています。・・・配食サービスの提供、寝具洗濯乾燥サービス、軽度の生活援助、訪問理美容サービス、生活管理指導(指導員派遣及び短期宿泊)、徘徊高齢者等探索端末の貸出し、緊急通報システム装置の貸出し、日常生活用具の給付

⑭高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

()実施している

→ 利用料:高齢者< 65歳以上>()円、(コースによって1乗車100円又は200円若しくは高齢者パス月1,000円。ただし、要介護・要支援認定者と介助者1名は無料)障がい者(手帳所持者と介助者1名は無料)円、一般()円

その他の外出支援策(移送サービス(介護保険独自事業)、福祉有償運送(NPOが運営))

()実施していない

2)タクシー代を助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

身体障害者手帳1～3級の方、療育手帳A・B判定の方、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方を対象に、一乗車820円まで、年間48枚利用。

⑮宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

()助成している →1施設当たり助成額 月額()円 または 年額()円
または 1回限り()円 → 助成カ所数()カ所

()検討中である

()助成の予定がない

⑯介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2012年度実績)は (523)枚

2)認定書は()毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。

()申請書を送付している → 2012年度()件

()認定書を送付している → 2012年度(523)件

()送付していない。

4)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している(要介護(支援)認定が要支援2以上で、かつ、主治医の意見書において、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上、または、障害高齢者の日常生活自立度がA以上と判定された方)

⑰介護保険サービス利用人数について (1,343)人(2013 年 6 月 現在)

⑱介護保険支給限度基準額超過者の人数について (55)人(2013 年 6 月 現在)

3. 高齢者医療など

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

1)後期高齢者の場合

()申請書を送付している ()ハガキ等で通知をしている ()通知していない

2)国民健康保険の場合

()申請書を送付している ()ハガキ等で通知をしている ()通知していない

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療費(精神通院)受給者の自己負担分を助成しています。

④ 2013年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 (6,967)人
 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (1,030)人
 内 ひとり暮らし非課税者(42)人
 〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(14)人

⑤ 後期高齢者医療について

被保険者数(6967)人 保険料滞納者数(161)人
 短期保険証発行人数(7)人
 差し押さえ(2012年度)件数(0)件、金額(0)円

4. 子育て支援策 ※2013年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

対象年齢、対象者→小学校就学時から中学校卒業(15歳到達学年)年度末
 入院・入院外の区分→通院
 現物給付・償還払い→現物給付
 所得制限→無

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。
 入学説明会 入学式 始業式 ホームページ 市広報
 その他()

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の(1.5)倍
 そのほか
 生活保護受給、市民税非課税又は減免、個人事業税又は固定資産税減免、国民年金掛金減免又は国税税減免若しくは徴収猶予、児童扶養手当受給、生活福祉資金貸付、失業対策事業適格者手帳所有又は職安登録日雇労働者

3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (約 207 万(控除なしの場合))円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

4)申請書の受付先 市町村窓口 学校 市町村窓口と学校のどちらも可

5)民生委員の証明は必要ですか 必要である 必要ない

6)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2012年度	2013年度
受給者数	579 人	580 人
受給割合	7.0%	7.0%
支給額	42,705,032 円	46,286,350 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2013年度の支給額は見込み額をご記入ください。

7)就学援助家庭の給食費の支払い方法 現物支給 償還払い その他

8)就学援助の項目について

学用品費 体育実技用具費 入学準備金 通学用品費 通学費
 修学旅行費 クラブ活動費 生徒会費 PTA会費 給食費
 校外活動費(宿泊を伴わないもの) 校外活動費(宿泊を伴うもの) 医療費
 日本スポーツ振興センター掛け金 めがね・コンタクトレンズ 卒業記念品
 その他()

③学校給食について(2013年度)

1)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	10 校	校	校	10 校	校	220 円
中学校	5 校	校	校	5 校	校	250 円

2)給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

特になし

④放射線被ばくから子どもを守る施策について

1) 学校給食の食材の安全、健康検査など子どもを被ばくから守る自治体独自の施策

(公財)愛知県学校給食会の放射物質測定と納入業者からの食材の放射性物質測定結果の提出

2) 食材用放射線測定器を自治体で所有していますか。また購入予定はありますか。

()すでに購入している ()購入の予定 (○)購入の予定はない

3) 自治体独自で食材の放射線量測定の検出限界値(基準値)などの設定をしていますか。

()設定している (○)設定していない

⑤女性、特に妊産婦や高齢者などに配慮した避難所づくりは怎么样了か。

プライバシーを守ることができよう高さの高い間仕切り、屋根つき間仕切りの配備、体育館に敷きマットの配備を行っています。
また、生理用品や紙おむつ等必要な備蓄品も配備しています。

⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2012年度)

1) 件数(45)件 対応職員(4)人、うち専門職(2)人

2) 現状に対する課題

案件を把握した後の、適切なリスク判断を常に確保すること。

3) 早期発見、未然防止に関する実施施策(児童虐待防止対策緊急強化事業等)について

・家庭児童相談事業の実施 ・要保護児童対策地域協議会の実施
・地域子育て支援拠点の設置 ・こんにちは赤ちゃん事業 ・育児支援家庭訪問事業

5. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2011年度	2012年度	2013年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	×(6)%	×(6)%	×(6)%
	資産割	固定資産税額	×()%	×()%	×()%
	均等割	加入者1人につき	26,000 円	26,000 円	26,000 円
	平等割	1世帯につき	26,000 円	26,000 円	26,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)			88,617 円	82,086 円	81,554 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			17,175 円	17,248 円	16,986 円

※2013年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

7割・5割・2割軽減判定者についてそれぞれ0.5割を加算する。

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

納税義務者(主たる生計維持者である被保険者を含む。以下同じ。)が失業(退職を含む。)又は事業の休廃業等により所得が急激に減少し生活が困難となった場合であって、納税義務者の当該年における地方税法(昭和25年法律第226号)第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額(以下「総所得金額」という。)の見込額が前年中の総所得金額等の2分の1以下に減少すると見込まれる場合
(1)納税義務者の前年中の総所得金額が200万円以下の場合
当該事由の発生により減免の申請があった日(以下「減免申請日」という。)以後に到来する当

該年度納期分の 100 分の 50
(2) 納税義務者の前年中の総所得金額等が 200 万円を超え 500 万円以下の場合
減免申請日以後に到来する当該年度納期分の 100 分の 30

③ 資格証明書 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 (○) 交付していない () 交付している → () 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数() 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数() 世帯 内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
() 国の基準どおり実施している
() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どものいる世帯 (次頁に続く)
() 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している。

④ 短期保険証 ※2013年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1カ月以内(29)人 ・2カ月(6)人 ・3カ月(9)人 ・4カ月(0)人
・5カ月(0)人 ・6カ月(113)人 ・1年(0)人 ・その他(0)
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

世帯主が、国民健康保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)更新時において、厚生省令で定める公費負担医療の対象者を除き、災害その他特別な事情がないのに前年度以前に国民健康保険税(以下「保険税」という。)を滞納し、次に該当する場合には、短期保険証を交付する。

(1) 納付誓約を行い、分割納付をしているとき。

(2) 滞納金額の一部を納付したとき。

短期保険証交付対象世帯であっても、次のいずれかに該当する者は適用除外とすることができる。

(1) 愛知県の実施する医療費助成事業の対象となる者

(2) 日進市条例に定める公費負担医療の対象となる者

(3) 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(4) その他市長が特別に認める者

短期保険証の交付を受けている世帯主が、次のいずれかに該当したときは、短期保険証と引き換えに被保険者証を交付する。

(1) 滞納している保険税を完納したとき。

(2) 当該世帯主に係る滞納額が著しく減少したとき。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑤ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2012年度)

- 1) 差し押さえの基準(市税に未納があり、換価可能な資産を有する場合)
- 2) 分納者への対応(誓約不履行の滞納者に対しては差押も実施する場合もある)
- 3) 予告通知書の発行(62)件

- 4)差押え件数 不動産(12)件 預貯金(21)件 生命保険(4)件(内学資保険(0)件)
 その他(6)件()
- 5)競売などによる現金化 (0)件 (0)円 公売 1件 901万円
- ⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。
 ※2013年8月1日現在でご記入ください。
- 1)交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0)人
 2)保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (186)人
 3)その他

--

- ⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について
- 1)一部負担減免制度を実施していますか。
 実施している 検討中である 実施の予定がない
- 2)ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
 設けている 検討中である 設けていない
- 3)2012年度の減免件数 (82)件 減免金額 (2,466,200)円
- ⑧国保運営協議会について
- 1)運営協議会の公開 公開していない 公開している
 2)運営協議会委員の公募枠 ない ある → ()人

6. 障がい者施策

- ①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)
 最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	82	187	26
重度訪問介護	6	426	258
行動援護	1	56	56
同行援護	11	43	31

- ②地域生活支援事業の移動支援
 支給者数(94)人 最多支給時間数(62)時間 平均支給時間数(16)時間
- ③訪問系サービスの支給基準 あり なし
- ④計画相談支援の8月利用実績 (7)人
- ⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について
- 1)併給をしている人の人数(22)人(H25年 8 月 1日現在)
- 2)上記併給者のうち、介護保険の被保険者が介護保険サービスの支給限度額の制約から障害福祉サービスを上乗せしている者の人数(生活保護受給者で65歳未満の者は除く)
 (10)人(H25年 8 月 1日現在)
- 3)2)のように介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件
 介護保険の被保険者である障害者が介護保険サービスの支給限度額の制約から介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能。
 上記に加え、何らかの条件を設けている。
 ※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。
- (例)・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳 1 級所持者に限る)
 ・介護保険の要介護度が要介護 5 の者(ただし区分変更しても要介護 5 にならない場合は、要介護 4 以下でも検討可能)
 ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

--

4) 併給についての広報について

() している (○) していない

→「している」と回答した場合、どのように広報していますか。

() 市町村の広報 () ホームページ

() 介護保険関係でのお知らせ等 () 障害福祉関係でのお知らせ等

() その他→()

5) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(42)時間

⑥ 2013年度の障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)の予算のうちの下記の予算額

1) 自立支援給付 (431,121 千円)

うち介護給付 (337,476 千円) 訓練等給付 (71,750 千円)

2) 地域生活支援事業 (61,948 千円)

⑦ 「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」での助成について

※政令指定都市と中核市以外の市町村のみお答えください

() 助成を受けている (○) 助成を受けていない。

→「助成を受けている」場合、助成を受けることでの変化や変更点がありましたら教えてください。

⑧ 障害者手帳所持者について

1) 身体障害者(1,926)人 (平成25年4月1日現在)

2) 知的障害者(310)人 (平成25年4月1日現在)

3) 精神障害者(383)人 (平成25年4月1日現在)

⑨ 市町村にある患者会、障害当事者の団体、家族会について

1) 身体障害者(4)団体 (平成25年4月1日現在)

2) 知的障害者(3)団体 (平成25年4月1日現在)

3) 精神障害者(2)団体 (平成25年4月1日現在)

7. 健診事業 ※2013年度の実施状況をご記入ください。

① 実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	0円	可・不可	0円	可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団	3,900円	可・不可	1,300円	可・不可	
	大腸がん	個別・集団	600円	可・不可	600円	可・不可	
	肺がん	個別・集団	1,000円/ 特定健診 と併用400 円	可・不可	特定健診 と併用400 円	可・不可	
	子宮がん	個別・集団	1,900円 体2,900円	可・不可	1,000円	可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団	1,700円	可・不可	-	可・不可
		マンモグラフィ	個別・集団	1,800円	可・不可	1,800円	可・不可
前立腺がん		個別・集団	1,300円 特定健診 と併用700 円	可・不可	-	可・不可	

歯周疾患	個別・集団	30・35歳 1,000円 40歳～65歳 500円 70・75歳 0円	可・不可	-	可・不可
------	-------	---	------	---	------

- ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について
実施している 実施していない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について
実施している → 健診内容 特定健診と同じ 特定健診とは異なる
実施していない
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数
節目年齢に限定せず毎年受けられる 40・50・60・70歳の年に受けられる
その他(30歳から75歳までの5歳間隔の節目年齢者)

8. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	原則70歳以上の高齢者	3,000円	3,000円を除く 金額円	H.19.10月1日～
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウィルス		円	円	

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2012年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
	②消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	③社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	④「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑧医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑨障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑩任意予防接種の定期予防接種化を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ②アンケート【2】1の⑮の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2012年度)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2012年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました